

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和5年度決算検査報告の概要
著者 / 所属	綿村 恵 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472号
刊行日	2025-2-3
頁	197-211
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和5年度決算検査報告の概要

綿村 恵

(決算委員会調査室)

《要旨》

令和5年度決算検査報告は、6年11月29日に5年度決算と共に国会に提出された。今般の検査報告における掲記件数は345件、指摘金額の総額は648億6,218万円であり、掲記件数については昨年度より1件増加、指摘金額については3年連続で上昇している。

近年、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する指摘が数多くなされてきたところであるが、経済対策の主眼が物価高騰対策に移り変わる中、会計検査院は、検査の基本方針において、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する各種の施策について、適宜適切に検査を行うと明記している。このような中、今般の検査報告では、コロナ禍において規模が拡大した補正予算の執行状況について掲記がなされた。また、虚偽申請等に基づく補助金等の不正受給といった事例も散見された。

国会においては、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが望まれる。

1. はじめに

検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法第29条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が1年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書であり、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。令和5年度決算検査報告（以下「5年度検査報告」という。）は、6年11月6日に検査院から内閣に送付され、第216回国会（臨時会）中の同月29日に令和5年度決算と共に内閣から国会に提出された。

本稿では、5年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 5年度検査報告について

(1) 構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の

計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項の有無、会計検査院法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている（同法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項¹」、「処置済事項」、「特記事項」は、通常「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

5年度検査報告について見ると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認等、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告²、特定検査状況³等、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。なお、通例、第4章に記述されている検査要請⁴事項の報告は、検査実施期間中に国会への提出がなく、5年度検査報告には掲記がなかった。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指摘事項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月から翌年9月までの1年間を「検査年次」としており、会計検査業務の基本的な統制を図るため、検査年次ごとに「会計検査の基本方針」を定めている。5

¹ 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

² 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。検査院は、随時報告の概要を検査報告に掲記している。

³ 特定検査状況は、国民の関心が極めて高いテーマや検査上重要なテーマについて、不適切な事態として指摘をするに至らない場合であっても、検査院がどのような検査をしたかを明らかにするものであり、検査院の問題意識が示され、国会審議における重要な材料となり得る。

⁴ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会が検査院に対し、特定の事項について検査し報告するよう求めるものである。検査院は、国会から検査要請があった事項について、検査結果がまとまり次第報告することとなっている。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

年度検査報告には、令和5年9月14日に策定された「令和6年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：5年10月～6年9月）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同方針では、重点的な検査を行う施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、デジタルの9項目を挙げているほか、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する各種の施策については、これまでに多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、適時適切に検査を行うなどとしている。

（3）検査対象

検査対象には、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、検査院が必要と認める場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。令和6年次会計検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等209法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等の財政援助を与えた5,681団体等（都道府県、市区町村、農業協同組合等）の会計、国が資本金の一部を出資している9法人（中部国際空港(株)⁵等）の会計、国が出資した法人が更に出資している104法人（北海道旅客鉄道(株)等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と55法人等との契約に関する会計である。

（4）検査方法

検査対象機関に対しては、「在庁検査」又は「実地検査」が行われる。

在庁検査は、①検査院の定める規則により検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類等⁶についてその内容を確認する方法、②検査対象機関からその事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりする方法等により、在庁して常時行う検査である。

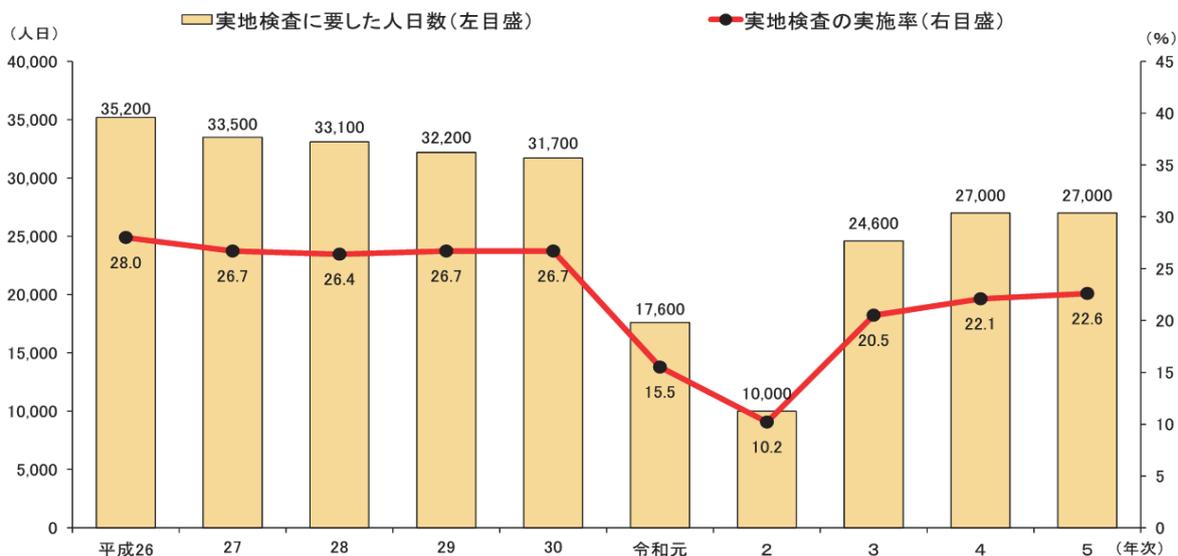
一方、実地検査は、検査院職員を派遣して実地において、帳簿や事務・事業の実態調査や、関係者からの説明聴取を行うなどする検査で、①検査上重要な箇所（本省、本社、主要な地方出先機関等）及び②①に準ずる箇所（その他の地方出先機関等）を主な対象としている。過去10年間の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症対策による配慮から一時期実施率等が落ち込んだ後、現在は回復傾向にあるが（図表2参照）、情報通信システム等デジタル技術を活用した検査も増えており、長期的には減少していく可能性も有している。また、実地検査は、①及び②以外の箇所（郵便局、駅等）でも実施しており、これらを加

⁵ 本稿では、法人格については次の略称を用いている。独立行政法人→(独)、株式会社→(株)、一般社団法人→(一社)

⁶ 検査院は、令和5年度分の計算書約12万4,000冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体約2,852万枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

えた実施率及び対象箇所別の実施状況は図表3のとおりである。

図表2 実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率の推移（過去10年間）



(注) 1. 人日数は、百人日未満切捨て。
 2. 実施率は、検査院が区分した「①本省、本社、主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所」及び「②その他の地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所」の合計における実施率である。
 (出所) 各年度の検査報告を基に作成

図表3 直近5か年次の実地検査の実施率⁷

年次	令和2年次 (元年度検査報告)			令和3年次 (2年度検査報告)			令和4年次 (3年度検査報告)			令和5年次 (4年度検査報告)			令和6年次 (5年度検査報告)		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率												
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,461	1,088	24.3%	4,468	828	18.5%	4,476	1,604	35.8%	4,556	1,717	37.6%	4,551	1,660	36.4%
その他の地方出先機関等	6,624	638	9.6%	6,635	313	4.7%	6,663	685	10.2%	6,568	751	11.4%	6,574	865	13.1%
郵便局、駅等	20,422	24	0.1%	20,409	17	0.0%	20,393	44	0.2%	20,346	41	0.2%	20,301	72	0.3%
計	31,507	1,750	5.5%	31,512	1,158	3.6%	31,532	2,333	7.3%	31,470	2,509	7.9%	31,426	2,597	8.2%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、令和2年次3,435団体等、3年次1,969団体等、4年次3,944団体等、5年次4,358団体等、6年次4,352団体等へ実地検査を実施している。
 (出所) 各年度の検査報告を基に作成

3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

5年度検査報告に掲記された事項等の総件数は345件、指摘金額⁸の総額は648億6,218万

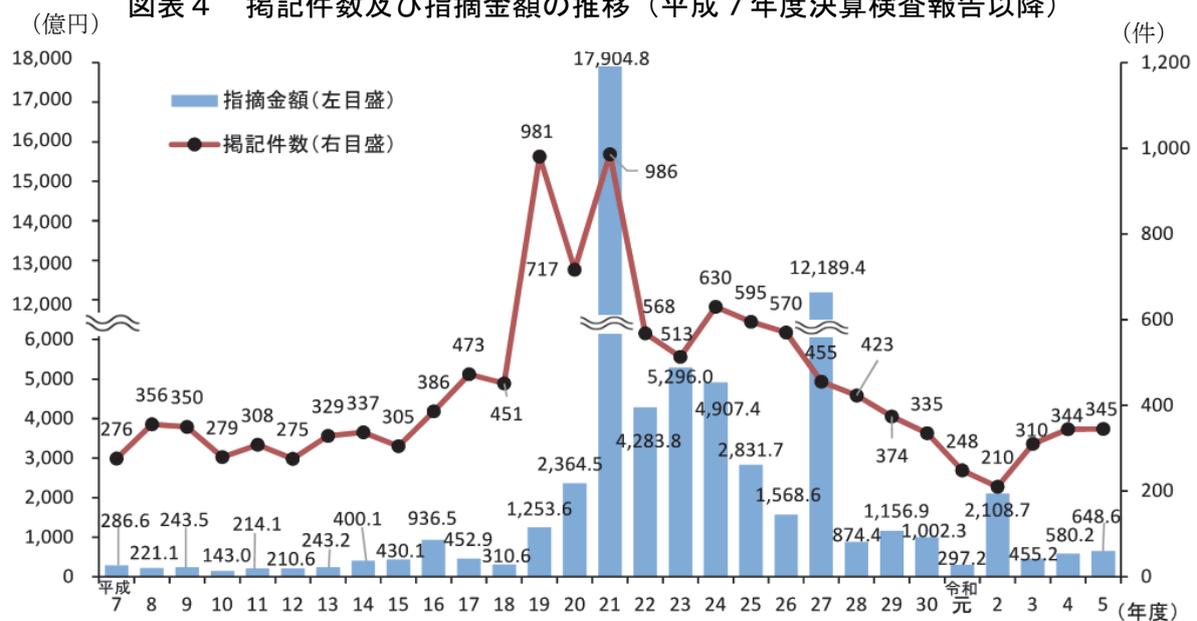
⁷ 本稿では、数値については、原則として単位未満を切り捨てて表示する。そのため、各欄の数字を合計しても合計欄の数字とは一致しない場合がある。ただし、本文後掲の「4. 主な個別の掲記事項」における数値については、その単位未満の処理を5年度検査報告の記載に準ずることとする。

⁸ 「指摘金額」とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処

円であり、掲記件数は前年度から1件増加した。案件別の指摘金額では、農林水産省の「(独)農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について」の218億7,376万円が最大であり、指摘金額全体の33.7%を占めている。掲記件数では、厚生労働省の134件が最も多く、その中でも「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」が36件(前年度49件)を占めている。

平成7年度決算検査報告以降の掲記件数及び指摘金額の推移は図表4のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして減少傾向にあったが、令和3年度からは一転して増加傾向にある。また、指摘金額に大幅な増減が見られるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成21年度決算検査報告に掲記された国土交通省に対する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)の指摘や、平成27年度決算検査報告に掲記された金融庁に対する「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金」(1兆964億円)の指摘は、いずれも1兆円を超えており、両年度の検査報告における指摘金額の押し上げ要因となっている。

図表4 掲記件数及び指摘金額の推移(平成7年度決算検査報告以降)



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別に見ると、不当事項等の「指摘事項」が338件、「随時報告」が1件、「特定検査状況」が6件、それぞれ掲記されており、これらの件数の過去10年間の推移を示したのが図表5である。「不当事項」は前年度から9件増加して294件(指摘事項の86.9%)と3年連続の増加となった。また、「意見表示・処置要求事項」は、令和元年度

置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを「背景金額」と呼び、指摘金額と区別している。

に前年度から半減したが、その後増加傾向に転じ、5年度は前年度から2件増加して22件となった。検査院が随時国会及び内閣に報告する「随時報告」は近年減少しており、5年度は1件⁹となった。国会からの求めに応じて検査する「検査要請事項の報告」については0件¹⁰、「特定検査状況」については、前年度から2件増加して6件であった。

図表5 事項等別件数推移（過去10年間）

（単位：件）

掲記区分		年度	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
指摘事項	不当事項		450	345	333	292	254	205	157	265	285	294
	意見表示・処置要求事項		49	43	28	28	27	14	15	19	20	22
	処置済事項		57	49	47	39	44	22	20	22	28	22
	特記事項		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
随時報告			6	10	9	7	4	3	2	1	3	1
検査要請事項の報告			2	2	2	3	2	2	5	1	4	0
特定検査状況			6	6	3	5	4	2	11	2	4	6
計			570	455	423	374	335	248	210	310	344	345

（出所）各年度の検査報告を基に作成

（3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別に見ると、件数では、厚生労働省が最も多く全体の4割弱を占めている。また、指摘金額では、農林水産省が353億円と最も多く、指摘金額の半分以上を占めている（図表6参照）。省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表7のとおりである。

図表6 5年度検査報告において指摘事項件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁又は団体名	指摘事項件数	省庁又は団体名	指摘金額
厚生労働省	134件	農林水産省	353億円
(独)中小企業基盤整備機構	44件	(独)住宅金融支援機構	110億円
国土交通省	38件	厚生労働省	77億円
文部科学省	27件	国土交通省	23億円
農林水産省	24件	経済産業省	16億円

（出所）5年度検査報告を基に作成

⁹ 「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」（令和6年5月15日報告）

¹⁰ 参議院決算委員会で検査要請の議決を行い、現在検査院が検査を実施しているものとして、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について」「官民ファンドにおける業務運営の状況について」（いずれも令和5年6月12日議決）、「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置・造成された基金について」「有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達状況について」「マイナポイント事業の実施状況等について」（いずれも令和6年6月10日議決）の5件がある。

図表7 5年度検査報告における省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位:件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			処置済事項		計				
			会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係							
内閣府(内閣府本府)	15	7,302					1	3,135	16	10,437		
内閣府(警察庁)			1	23,703					1	23,703		
内閣府(こども家庭庁)							2	13,935	2	13,935		
復興庁						1	※		1	※		
総務省	20	30,714							20	30,714		
外務省						1	4,900	1	37,809	2	42,709	
財務省	1	33,602	1	4,759				2	44,660	4	83,021	
文部科学省	24	26,368	1	6,386			2	107,955	27	140,709		
厚生労働省	127	556,783			1	10,735	3	193,154	3	19,554	134	776,623
農林水産省	17	12,911					5	3,518,165	2	3,389	24	3,534,465
経済産業省	3	1,033			1	※			1	162,644	5	※163,677
国土交通省	30	62,408	1	18,579			4	135,686	3	15,880	38	232,553
環境省	8	16,458									8	16,458
防衛省	2	4,373						3	115,779	5	120,152	
日本私立学校振興・共済事業団	2	565									2	565
中日本高速道路(株)	1	2,822									1	2,822
本州四国連絡高速道路(株)								1	2,182	1	2,182	
全国健康保険協会								1	2,444	1	2,444	
(独)国際協力機構							1	※			1	※
(独)中小企業基盤整備機構	43	17,274			1	95,648					44	99,566
(独)都市再生機構								1	85,000	1	85,000	
(独)住宅金融支援機構							1	1,103,409			1	1,103,409
日本放送協会	1	1,068						1	-	2	1,068	
合計	294	773,686	4	53,427	2	106,383	16	5,063,269	22	506,411	338	6,486,218

- (注) 1. 背景金額については掲載せず、指摘金額が背景金額のみの場合は「-」とした。
2. 復興庁の1件は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省のうち各1件と同一の事態に係る指摘であり、金額は文部科学省、農林水産省及び国土交通省にそれぞれ計上し、復興庁には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
3. 外務省のうち1件及び(独)国際協力機構の1件は、外務省及び(独)国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上し、(独)国際協力機構には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
4. 経済産業省のうち1件及び(独)中小企業基盤整備機構のうち1件は、経済産業省及び(独)中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は(独)中小企業基盤整備機構のみに計上し、経済産業省には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
5. (独)中小企業基盤整備機構については、不当事項及び意見表示・処置要求事項の両方に掲記しているもの、また、厚生労働省については、不当事項及び処置済事項の両方に掲記しているものがあり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても合計欄の金額とは一致しない。

(出所) 5年度検査報告を基に作成

4. 主な個別の掲記事項

5年度検査報告では、令和6年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、新型コロナウイルス感染症対策関係及び物価高騰対策関係経費等に関するもの、予算・経理の適正な執行等に関するもの、行政経費の効率化・事業の有効性等に関するものなどが掲記されている。

ここでは、5年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係及び物価高騰対策関係経費等に関するもの

事例1：コロナ特例貸付に係る不十分なフォローアップ支援及び対象外の者への貸付

都道府県社会福祉協議会（社協）は、新型コロナウイルス感染症の影響下の生活困窮世帯を対象に緊急小口資金等の特例貸付（コロナ特例貸付）を実施しており、厚生労働省は、その貸付原資として生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を都道府県に交付している。コロナ特例貸付では、所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することとされ、令和6年3月末時点の償還免除実績は131万件4,684億8,959万円に上る。元～4年度に17社協が貸付決定したコロナ特例貸付219万4,526件等を検査院が検査したところ、①償還免除者（71万2,403件、償還免除額2,528億5,906万円）及び滞納者（63万1,348件、滞納額492億7,927万円）に対して、生活状況の把握や自立相談支援機関等につなぐなどのフォローアップ支援が十分に実施されていない事態、②貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態（4,428件、貸付金額14億3,620万円）等が明らかとなった。

事例2：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の実施状況（特定検査状況）

令和2～4年度に地方公共団体が地域の実情に応じた事業等を実施するために措置されたコロナ交付金について検査院が検査したところ、①予算額18兆3,259億円に対し不用額が3兆2,665億円に上っていたこと、②4年度の予備費5,000億円を住民税非課税世帯への給付金財源として年度末の5年3月28日に使用決定したにもかかわらず、その翌日に5年度へ全額繰り越していたこと、③不正受給等による国庫返還必要額205億円のうち未返還額が170億円（5年度末時点）となっており、同交付金を所管する内閣府及び総務省は、一部の事業に係る都道府県の返還対応の状況等を把握していなかったこと、④内閣府は、過去の検査院の指摘を踏まえ地方公共団体に対し同交付金の効果検証を速やかに実施するよう周知していたが、一部の地方公共団体において事業概要の公表にとどまるなど効果検証が不十分であったことが明らかとなった（④の状況は検査院の検査結果を踏まえ解消済み）。

事例3：子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定検査状況）

政府は、令和2～4年度に、新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の高騰により影響を受けている子育て世帯及び低所得世帯に向け、地方公共団体（実施主体）

を通じて給付金を支給する事業を実施した。簡素な手続で迅速に給付できるよう、給付申請を待たずに給付することとされたが（プッシュ型給付）、実施主体が対象者を特定できない場合、申請に基づく申請型給付も行われた。114実施主体の1,026事業を検査院が検査したところ、①プッシュ型給付では、児童手当等の受給を支給要件とする給付金に係る要件充足の事後確認の実施状況や、市町村民税均等割の非課税を支給要件とする給付金の未申告者への申請勧奨の有無等の対応等が実施主体間で異なっていたこと、②申請型給付では、申請の受付開始時期や、ひとり親世帯等への個別の申請勧奨の有無が実施主体間で異なっており、申請勧奨を行った実施主体の方が給付率が高くなっていたことが明らかとなった。また、事務費について、114実施主体の事務費全体の83.3%が委託費であり、1件当たり100万円以上の委託契約等を締結していた113実施主体738事業では、委託契約等の94.8%が随意契約で、そのうち96.9%が1者のみから見積りを徴取していたことなどが明らかとなった。

事例4：電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定検査状況）

資源エネルギー庁は、電気の効率的な利用を促進するための「電気利用効率化促進対策事業」及び電気等の急激な価格上昇の影響を受ける家計等を支援するための「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施している。検査院が検査したところ、①両事業の事務局である(株)博報堂の事務費は、委託費率がそれぞれ83.5%、71.2%と委託理由書提出の基準を大きく超えていたが、同理由書に委託を要する理由の記載がなく、委託等の妥当性や適切性を確認できなかったこと、②前者の事業は、令和4年度コロナ・物価予備費1,783億円を財源としていたが、小売事業者からの実績報告書提出の遅れや需要家の参加率が目標を大幅に下回ったことなどにより、7割に上る1,263億円を繰り越した上で1,017億円が5年度で不用となっていたこと、③後者の事業で、補助金の前払を受けた小売事業者の倒産リスクに備えて博報堂が締結した信用保証契約において、前払交付額を上回る保証希望額により信用保証料を算定していたことが事務費の増加要因となっていたことなどが明らかとなった。

(2) 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例5：緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の非効率な実施等

国土交通省は、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき緊急輸送道路にある橋りょう（緊急道路橋）について、落橋等防止性能の確保を最優先に行った上で機能回復性能を確保することとし、これらの対策が完了していない「要対策橋りょう」の耐震補強を進めている。国道事務所、道県等の44事業主体が令和3年度及び4年度に実施した緊急道路橋260橋の耐震補強に係る工事契約311件並びに4年度末において122管理主体が管理する要対策橋りょう2,646橋を検査院が検査したところ、①33事業主体の154橋に係る契約194件（直轄事業70億3,867万円、国庫補助金等相当額112億1,372万円）で、落橋等防止性能が確保されていない要対策橋りょうや重要防災路線にある要対策橋

りょうの耐震補強を優先して実施していなかった事態、②101 管理主体で、要対策橋りょう 1,714 橋（財産価額のうち国庫補助金等相当額 8 億 4,667 万円）の位置や応急用資材の保管場所を網羅的に把握しておらず、地震被災時に迅速な応急復旧を実施する体制が不十分な事態が明らかとなった。

（3）予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例 6：犯罪被害者等給付金の支給に伴い国に帰属した損害賠償請求権の管理が不適切

警察庁は、犯罪被害者等を支援するため犯罪被害者等給付金を支給しており、都道府県警察本部は、支給の可否を裁定する都道府県公安委員会の求めに応じて、加害者の資力等に関する調書等を提出している。債権管理法等によれば、同庁は、給付金を受給した犯罪被害者等が有する損害賠償請求権（求償権）を国の債権として債権管理簿に記載し、加害者に対して納入告知をしなければならず、同告知は時効更新の効力を有するとされている。平成30～令和4年度に支給された給付金1,838件48億7,300万円を検査院が検査したところ、①国に帰属した全求償権について債権管理簿に記載していない事態、②全求償権について納入告知を行っていなかったため、抽出検査した821件21億4,921万円のうち427件9億5,857万円に係る時効期間が6年3月末時点で経過している事態、③上記821件のうち78件2億3,703万円に係る調書等には加害者に資力があると思料される記載があったにもかかわらず、債権金額等の調査確認に十分活用していない事態が明らかとなった。

事例 7：戸田公園（埼玉県戸田市）内に所在する国有地等の不適切な管理等

関東財務局は、戸田公園内の土地2万2,360㎡の国有地等（令和5年度末の国有財産台帳価格4,759万円）を昭和40年10月及び41年3月に旧文部省から普通財産として引き継ぎ、同年7月から埼玉県に管理委託している。本件国有地等の管理状況等を検査院が検査したところ、①同県への管理委託に当たり法令に則した契約書を作成せず、「貸付契約締結までの間」として文書のみで依頼し、41年10月には有料興業（モーターボート競走）の開催区域に含まれる部分を有償貸付契約に移行する方針を決定したにもかかわらず、必要な交渉を行わないまま50年以上実質的に無償で使用させている事態、②47年に戸田市が一部土地の所有権保存登記を行い、その事実を52年に把握したにもかかわらず、登記の抹消を求めるなど必要な措置を執っていないことが明らかとなった事態、③57年以降、有料興業開催団体によって、承認手続を経ることなくオッズ盤等の大型設備等が設置されていたにもかかわらず、その状況を適時に把握せず、把握後も必要な措置を執っていないことが明らかとなった。

事例 8：人材開発支援助成金の不適切な支給

厚生労働省は、労働者の職業能力開発に係る職業訓練等を実施した事業主に対し、人材開発支援助成金を支給している。助成金支給要領では、事業主が訓練経費を全て負担していることや経費の負担状況を明らかにする書類を整備していることなどが支給要件

とされ、要件審査の際には、事業主から領収書の写し等を提出させることとしている。令和元～5年度に10労働局が支給決定した助成金のうち、113事業主の244件を検査院が検査したところ、①2事業主4件で、訓練実施機関から訓練経費の一部を負担するための入金を受け、事業主が訓練経費の全てを負担していない事態（支給額239万円）、②30事業主79件で、訓練に関連する役務を提供して訓練実施機関等から入金を受け、実態として事業主が訓練経費の全てを負担していないと認められる事態（同1億495万円）等が明らかとなった。労働局は、②の事態については、役務提供の対価を名目として入金があった際の取扱いが要領に定められていないことなどから、支給要件を満たしていないとまでは言えないとしている。

事例9：サービス等生産性向上IT導入支援事業における補助金の過大交付等

(独)中小企業基盤整備機構は、生産性向上に資するITツールを導入する中小企業等(事業主体)に対し、事務局を通じてサービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金を交付しているが、補助対象は登録済みのIT導入支援事業者からの導入経費のみとなっている。事務局は、支援事業者の適格性の審査等を行っており、令和5年7月以前交付申請分は(一社)サービスデザイン推進協議会(サ推協)が、同年8月以降交付申請分はTOPPAN(株)が担っている。2～4年度に実施された445事業を検査院が検査したところ、①52事業で支援事業者等から事業主体への実質的還元や事務局への虚偽申請等による不正が行われていた事態(補助金交付額計1億3,661万円が不当)、②114事業でITツールを解約した場合に提出を要する事業辞退届が未提出で、このうち3事業は交付決定を取り消すことができる導入1年未満の解約等であった事態(同1,094万円が不当)、③機構及びサ推協が相当数の不正の疑義を把握していたにもかかわらず、支援事業者等への立入調査や登録取消しを全く行っていなかった事態等が明らかとなった。

(4) 資産、基金等のストックに関するもの

事例10：福島再生加速化交付金により設置造成等された基金の規模が過大

福島県及び管内市町村等は、国から交付された福島再生加速化交付金を原資として設置造成等した加速化交付金基金により、複数年にわたり帰還・移住等環境整備等の事業を実施している。各事業の所管省庁は、事業の実施状況等に照らして基金保有額が過大と認めた場合、その額を国庫へ返還するよう福島県等に指示しなければならないとされている。福島県及び14市町村等の262事業に係る令和4年度末時点の基金保有額806億9,633万円を検査院が検査したところ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ所管する5市町村の63事業21億938万円(厚生労働省所管の3事業793万円は5年4月からこども家庭庁に、残りの1事業2億3,955万円は6年4月から国土交通省に移管)は、完了から1年以上が経過し、使用見込みがないにもかかわらず、各所管省は保有額が過大となっていないか十分に確認せず、国庫へ返還するよう指示をしていなかったことが明らかとなった(こども家庭庁は検査院の指摘を受け上記793万円を国庫へ返還させる処置を講じた)。

事例11：(独)農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模が過大

(独)農林漁業信用基金は、農林水産省からの出資金等を財源に各都道府県の農業信用基金協会に対し、農業等債務保証に係る保証債務額の増大を図るための資金を貸し付けており、協会は、農業者等の債務を保証し、債務不履行に陥った場合は同資金を原資に代位弁済を実施している。独立行政法人は、不要財産のうち政府からの出資金に係るものは国庫に返納することとなっているところ、協会は、平成24年に貸付金の一部が将来も使用する見込みがない状況であるとの指摘を検査院から受け、翌年、出資金等123億8,300万円を返納した。その後、本件貸付けに係る国の出資金等に変動はなかったが、近年の農業者数の減少等に伴い、農業等債務保証に係る保険価額の残高は年々減少していることから、全47協会に対する貸付金を検査院が検査したところ、代位弁済額は平成25年度の40億6,497万円から令和4年度の17億471万円まで減少傾向となっていたが、同省は貸付金の規模を見直しておらず、検査院の試算では39協会に対する4年度末貸付額343億3,161万円のうち、218億7,376万円は使用見込みがないと認められる事態等が明らかとなった。

(5) 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例12：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び(独)国際協力機構（JICA）が実施する政府開発援助（ODA）について検査院が検査したところ、①対カンボジア王国有償資金協力「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業」（貸付実行累計額29億7,355万円）において、実施条件とされた相手国政府機関の設立が遅れる間に他国の事業者顧客基盤を奪われ、また、固定電話の普及率が低迷する中、JICAが実施条件の見直し等に係る検討を十分に行わなかったため、本事業による固定電話サービスの利用率が目標値61%に対し令和4年時点で0.16%と大きく下回っていた事態、②対ガーナ共和国草の根無償「ンクワンクワヌア地区保健センター建設計画」（贈与額999万円）において、贈与資金の範囲内では工事が完了できない状況であることを現地大使館が把握していたにもかかわらず、事業実施機関に対して資金計画等を見直させるなどの働きかけが十分でなかったため、スタッフ宿舍及び深井戸のみ完成して保健センターが完成していない事態等が明らかとなった。

事例13：GIGAスクール構想の一環で公立高校等に整備された端末の低調な貸与状況

文部科学省は、GIGAスクール構想の一環として、都道府県や市町村等（事業主体）に対し、公立高校等において奨学給付金等受給世帯の生徒に貸与する学習者用コンピュータ（端末）の整備費用を補助している。令和3年度に19道府県の38事業主体が整備した端末9万5,554台を検査院が検査したところ、①6年4月末までに3割超に当たる3万2,802台（国庫補助金相当額12億7,048万円）が1度も貸与されておらず、14事業主体ではピーク時でも貸与率が50%未満と低調で、整備台数3万3,809台と最大貸与台数7,547台の差が2万6,262台（同9億9,803万円）となっていた事態、②同省が事業主体に発出した事務連絡には、奨学給付金等受給世帯の生徒への貸与以外の具体的な活用方

法等が明確に示されておらず、有効活用を図るための情報提供が不十分な事態が明らかとなった。

事例14：一般会計の補正予算の効率的な執行等の必要性（特定検査状況）

平成28～令和5年度における一般会計の補正予算の執行状況等について検査院が検査したところ、①予算現額（歳出予算額に前年度繰越額等を加減したもの）の全てが補正予算による歳出追加額である予算科目について、4年度の繰越率は54.3%で半分以上が年度内に支出されておらず、歳出全体に係る繰越率11.1%より高くなっていたこと、②4年度の経済対策において、予算種別（当初、補正等）ごとの執行管理が行われていた138事業について、補正予算現額（補正予算による歳出追加額に流用等増減額を加減したもの）に対する繰越率は45.7%と予算現額に対する繰越率33.9%より高く、うち34事業では補正予算現額の全額（1兆4,873億円）を5年度に繰り越した上で5,985億円が不用となっていたこと、③平成28～令和5年度における補正予算の財源に占める公債金の割合は、最低でも38%、最大で91%で8年間全体では74.5%に上っていたこと、④国の歳入歳出決算や行政事業レビュー、内閣府の「経済対策フォローアップ」では、補正予算による歳出追加額を特定して執行状況を把握することが原則としてできない状況であることなどが明らかとなった。

事例15：防衛予算の執行状況等（特定検査状況）

政府は、令和4年12月に防衛力整備計画を策定し、防衛力整備に必要な水準額を従来の中期防衛力整備計画（前中期防）における27.4兆円から43兆円へ大幅に増加させた。一方、防衛省は、後年度に多額の支払が必要となる複数年度契約で多数の装備品等を調達していることなどから、防衛予算の執行の全体像は把握しづらい状況にある。元～5年度の防衛予算及び決算を検査院が検査したところ、①後年度負担額が元年度4兆6,999億円から5年度9兆4,558億円と対元年度で2倍に増加しており、また、国庫債務負担行為の新規後年度負担額のうち3年後以降支払分の割合が元年度36.4%から5年度43.4%に上昇し支払期間が長期化していること、②FMS中央調達（米国の有償援助による調達のうち防衛装備庁が行うもの）の5年度支出決定額7,928億円を契約年度の支出官レートで試算すると6,688億円となり、その差1,239億円は為替差損との見方ができること、③前中期防で計画期間中に予算計上予定の数量が示されていた主要装備品のうち、同期間に契約締結されなかったものが複数あったが、実際の契約状況や納入状況等が公表されていなかったことなどが明らかとなった。

5. 不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項について、その後の会計検査でフォローアップが行われており、その是正状況が掲記されている。昭和21～令和4年度の検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが309件102億3,430万円（前年度346件153億1,996万円）あり、このうち、金銭返還を要するものが302件96億

2,883万円(同343件151億5,937万円)、金銭還付を要するものが1件136万円(前年度なし)、手直し工事等を要するものが7件6億410万円(同3件1億6,058万円)あった。

6. おわりに

新型コロナウイルス感染症が発生して以来、その対策には多額の予算が費やされてきた。その結果、令和2年度以降の検査報告において、新型コロナウイルス感染症対策関係経費に関する指摘が数多くなされてきた¹¹。その後、経済対策の主眼が物価高騰対策に移り変わる中、検査院は、新型コロナウイルス感染症対策として講じられた補助金等が、そのまま物価高騰対策に引き継がれていると捉え¹²、令和6年次会計検査の基本方針において、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に関する各種の施策については、適時適切に検査を行うと明記していた¹³。

このような中、5年度検査報告では、コロナ禍で規模が拡大した補正予算¹⁴の執行状況に関する検査結果が注目されている。まず、補正予算全体に関するものとしては、「4. 主な個別の掲記事項」で紹介した事例14において、予算現額の全てが補正予算による歳出追加額である予算科目(当初予算では計上がなく、財源の全てが補正予算である予算科目)の繰越率が、歳出全体の繰越率よりも高くなっている事実が指摘されている。また、個別の事業に関するものとしては、例えば、事例4に記載した電気・ガス価格激変緩和対策事業について、財源が補正予算であるにもかかわらず、4年度の予算現額3兆1,073億円のうち2兆5,346億円を5年度に繰り越し、5年度の予算現額3兆2,527億円(補助金)及び235億円(委託費)のうち5,714億円(補助金)及び235億円(委託費)を6年度に繰り越していることが明らかとなっている¹⁵。補正予算は、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出」等のために必要な予算の追加を行なう場合に限り内閣が国会に提出できるものと規定されており(財政法第29条)、緊要性が求められるものである。年度途中に成立した予算であることから、補正予算の当該年度内の執行期間は短くなってしまいう面があるものの、翌年度に持ち越す繰越率が高いという状況は、補正予算に計上する要件である緊要性とは相反する状況であるようにも見える。

コロナ禍においては、緊急性や必要性について事前に十分な検討を行うだけの時間的余裕がなかったのかもしれないが、それゆえに決算の段階で、事後的に執行状況を確認し、効果の検証と公表を行うことが重要である。補正予算の在り方については、これまでも数多くの議論があり、参議院決算委員会においても、補正予算で計上されることが常態化し

¹¹ 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査結果の掲記件数は、令和2年度9件、3年度19件、4年度34件、5年度19件となっている。

¹² 「令和5年度決算検査報告について」(令6.11.6田中会計検査院長会見) <<https://www.youtube.com/watch?v=UkfkS7BVVgE>> (令7.1.16最終アクセス)

¹³ 物価高騰対策関係経費等の検査結果の掲記件数は、令和4年度1件、5年度2件となっており、この4年間における新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策全体の掲記件数は、注11記載の件数と併せて84件に上る。

¹⁴ 過去10年間における一般会計の補正予算額は、平成27年度3.3兆円、28年度3.5兆円、29年度1.6兆円、30年度3.6兆円、令和元年度3.1兆円、2年度73.0兆円、3年度35.9兆円、4年度31.6兆円、5年度13.1兆円、6年度13.9兆円で推移している。

¹⁵ 5年度検査報告675頁及び691・692頁

ている事業については当初予算で確保すべきであるといった指摘¹⁶や、緊要性が要件である補正予算に当初予算よりも多くの金額を計上することが常態化している施策の妥当性に関する指摘¹⁷等がなされてきた。5年度検査報告により補正予算の繰越率が高い傾向にあることが明らかとなったことを受けて、補正予算の在り方について更に議論が深まることを期待したい。また、事業の特性を踏まえつつ、補正予算と当初予算を可能な範囲で区別して管理することにより¹⁸、補正予算単独での執行状況を把握できるよう工夫をし、予算の適切な管理や効率的な執行につなげるとともに、それを公表することにより、財政に対する国民の理解が深まる流れとなることが望ましい。

さらに、5年度検査報告では、虚偽申請等に基づく補助金等の不正受給に関する事案も目立った。例えば、「4. 主な個別の掲記事項」で紹介した事例8では、事業主が、訓練経費の全額を負担していることを条件として支給される助成金について、訓練実施機関が一部経費を負担しているにもかかわらず助成金を受給している事態が判明するとともに、事例9では、事業主体が虚偽申請や実質的還元（キックバックを受けること）により本来自己負担すべき額を負担することなく、補助金を受給している事態等が明らかとなった。

両事例ともに、補助金等を受給した中小企業等の契約の相手方が不正の教唆を行っている事案があり、悪質性が高い事例であると言えるが、指摘されている金額等は、検査院の抽出調査により明らかとなった事案にすぎず、氷山の一角であると推察される。よって、不正が発覚した補助金等については、全国的な調査を行い、不正受給発覚時には直ちに返還を求めるとともに、今後新たな不正受給が発生しないよう、十分な注意喚起を行う必要がある。また、既に数多くの不正が発覚していることから、制度設計段階における不正発生リスクに対する認識の甘さがあったり、事業の執行体制が不十分であったりした可能性も否めない。そこで、不正が発生した要因を分析し、今後類似の事態が発生しないよう、不正防止策の検討を行い、体制の整備等必要な措置を講じる必要がある。その上で、政府全体として不正事案を共有するとともに、その防止について取り組むことが重要である。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要であり、検査体制の一層の充実が望まれる。さらに、国会においては、5年度検査報告等を積極的に活用し、内閣に対して検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが望まれる。

(わたむら めぐみ)

¹⁶ 第211回国会参議院決算委員会会議録第9号25頁（令5.5.22）

¹⁷ 第213回国会参議院決算委員会会議録第4号12～14頁（令6.4.15）

¹⁸ 現行の財政会計制度上、補正予算は当初予算と一体として執行されるため、基本的には、財源別に支出済額等を把握することが困難である。